

魅力ある職場づくりのために

みんなで提案、みんなで改善

消防職員委員会の

手引き



全国消防職員協議会（全消協）

# 目 次

はじめに（目的）	1
改正の経緯	2
1. 消防職員委員会の位置づけ	3
2. 消防職員委員会の概要	4
3. 職員委員会の流れと協議会の関与	6
4. 職員委員会の有効活用にむけて	7
5. 職員委員会の審議事項について	12
6. 自主組織のない消防本部における 関係自治体の職員労組への要請	15

# はじめに（目的）

全国消防職員協議会（以下「全消協」）は結成以来、消防職員の団結権を求めて活動を展開しています。これは、労働者としての基本的な権利を確立する運動です。消防職員委員会（以下「職員委員会」）制度は、解決されない団結権問題の現状の当面の措置として1996年に創設されました。全消協としても、この制度を有効活用するため、さまざまな取り組みを行うとともに、総務省消防庁に対して、職員委員会制度が抱える問題点を提起してきました。こうした経緯を踏まえて、職員委員会制度は、2005年に意見取りまとめ者制度の創設などの改正がなされ、2018年には2度目の改正が行われました。

全消協はこれまで同様、「団結権」を強く求めながら、改正された職員委員会制度を有効活用して、職場の安全管理・環境改善をさらに進めていきます。制度改正を実効性あるものとするためには、それを活用する職員側の意見集約と、審議結果に対する関与が重要であり、自主組織への結集が欠かせません。職員委員会の成果を組織拡大につなげ、発言力を高めることが、団結権回復への重要な「鍵」となります。

みなさんのご協力をお願いします。



# 改正の経緯

## (1) 職員委員会運営状況調査

2017年12月に行われた、自治労委員長と総務大臣との定例協議の場で、総務大臣から、「消防職員委員会の運用について、関係者の話を聞いて、運用改善すべき事項があれば前向きに対応する」との回答がありました。

これを受け、総務省消防庁は、毎年行っている職員委員会の運営状況調査に加え、平成28年度（2016年度）分については、2018年1月に追加調査を実施しました。追加調査の調査項目については、消防庁から自治労に対し意見聴取が行われ、労働者目線の調査となるよう、自治労を通じ全消協も設問を検討しました。その結果、自治労・全消協の修正案がほぼすべて採用され、調査が実施されました。調査結果の内容についても、消防庁と自治労・全消協で意見交換が行われました。

一方、消防庁と同じ設問で調査することで、職場実態を明らかにすることを目的として、2018年2月、全消協も全単協に対し、「消防職員委員会の緊急実態調査」を実施しました。

## (2) ILO総会を受けて

2018年6月の第107回ILO総会において、消防職員の団結権を含む日本の公務員の労働基本権問題が10年ぶりに議題として取り上げられ、消防職員の団結権については11回目の勧告がなされました。一方、日本政府はILO総会の中で、①消防職員委員会の運用方針の改正を行うこと、②新たに労働側との定期的な意見交換の場を設けること、を明言しました。

これらの動きを受けて、自治労は、「消防職員委員会等検討委員会」を立ち上げ、全消協もオブザーバーとして参加し、消防職員委員会の運用方針の改正内容について労働側意見をとりまとめました。

職員委員会の運用方針改正については、2018年1月の追加調査の結果も踏まえ、自治労・全消協と総務省公務員課・消防庁の間で3回にわたる協議が行われました。そして労働側の意見も一部反映された上で、2018年9月6日、「消防職員委員会の組織及び運営の基準」の告示改正が行われました。

今回の改正のポイントは、①委員長に対し、「意見を提出しやすい環境づくり」や「委員会の透明性及び公平性の確保」について努力義務を課したこと、②意見取りまとめ者から事務局に意見提出する際、匿名が可能、また、匿名で連名も可能となったこと、など協議会の意見をより反映しやすいものとなりました。

# 1 職員委員会の位置づけ

職員委員会は、政労合意により発足した制度です。全消協は、団結権回復問題に引き続き取り組むことを前提としながら、職員委員会制度についても、有効に活用することとし、職場課題の解決にむけた取り組みを進めています。

職員委員会は、決定機関ではなく、消防職場のさまざまな問題を審議し、消防長に意見を述べる機関であるため、職員委員会の審議結果が必ずしも実行されるものではありません。しかしながら、消防長に対して職員委員会の審議結果とそれに伴う処置を職員全員に周知する義務を負わせることにより、消防長がむやみに職員委員会の審議結果を反故にすることを防いでいます。

また、職員委員会制度は、団結権を有する労働組合が行う団体交渉には含まれない管理運営事項も審議することができます。

私たち協議会員は、職員委員会制度の性質をよく理解し、総務省消防庁から通知された「消防職員委員会運営事例集※1」などを参考としながら、この制度に合った対応策を検討する必要があります。

※<sub>1</sub> 平成 15 (2003) 年 3 月 25 日、平成 30 (2018) 年 9 月 21 日



## 2 職員委員会の概要

事 項	制 度 内 容
委 員 会 の 設 置	すべての消防本部に設置
委 員 会 の 構 成	委員長と偶数の委員で構成
委 員 長 の 選 任	消防長の職に準じる職で、市町村規則に定める者から消防長が指名
委 員 長 の 任 期	1年、再任可能
委 員 の 選 任	消防長が全職員のうちから所属単位に指名。ただし、半数の委員については所属単位に職員の推薦に基づき指名
職員推薦委員の選出	職員の話し合いで決める
委 員 の 定 数	標準団体（人口10万人規模）で8人 原則20人を超えない
委 員 の 任 期	1年、再任は1回のみ ※2
審 議 の 対 象 ①	意見提出できる項目は以下の通り※3 ①職員の給与、勤務時間などの勤務条件及び厚生福利に関すること ②職員の職務遂行上必要な被覆及び装備品に関すること ③消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること
審 議 の 対 象 ②	提出意見が審議事項に該当するかどうかは、委員長が判断すること。通常は委員会の庶務を担当する部課において判断して差し支えない
審 議 の 対 象 ③	提出意見が審議対象外とされた場合には、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会が開催される日までにその理由を周知すること
意 見 の 提 出 ①	原則として意見取りまとめ者を経由して提出。ただし、支障がある場合には直接提出することができる
意 見 の 提 出 ②	職員個人の意見と認められる限り、連名による提出も可能
意 見 の 提 出 ③	意見取りまとめ者を経由して意見を提出する場合、意見提出者の希望に応じて、その氏名を、 <u>記名・匿名いずれかの選択が可能</u> <u>また、匿名で連名での提出が可能</u>
意 見 の 提 出 ④	意見提出のための期間は、一つの目安として、少なくとも30日間程度確保することが適當
委 員 会 の 機 能	提出された改善意見について審議し、消防長に意見を述べる

<b>委員会の責務</b>	委員会での審議結果を消防職員全員に周知する
<b>委員会の議事</b>	委員会の定足数は委員の2／3の出席 議事は出席委員の過半数(可否同数の場合は委員長が裁決に加わる)
<b>審議結果の周知</b>	意見提出者及び意見取りまとめ者の双方に対し、当該意見の委員会での審議結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議概要を周知すること
<b>消防長の責務</b>	消防長は、委員会の趣旨を尊重して処置するよう努めるものとする ※4
<b>委員会の開催①</b>	年度ごとの前半（4～9月）に1回開催することを常例とする※5
<b>委員会の開催②</b>	意見の提出がない場合であっても、制度の趣旨に沿った円滑な運用を図るための検討や、委員会の庶務を担当する部課からの各種報告事項等を議題として開催すること
<b>委員会の開催③</b>	消防職員全員に対し、あらかじめ、意見提出期間、会議の日時及び場所を周知すること
<b>意見取りまとめ者の選出</b>	委員の職員推薦と同様に所属ごとの推薦に基づき消防長が指名
<b>意見取りまとめ者の任期</b>	任期は2年、再任は1回
<b>意見取りまとめ者の定数</b>	標準団体（人口10万人規模）で4人 原則10人を超えない
<b>意見取りまとめ者の責務</b>	① 消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する ② 委員会に対して当該意見の補足説明をする ③ 委員会に対し運用について意見を述べる事ができる

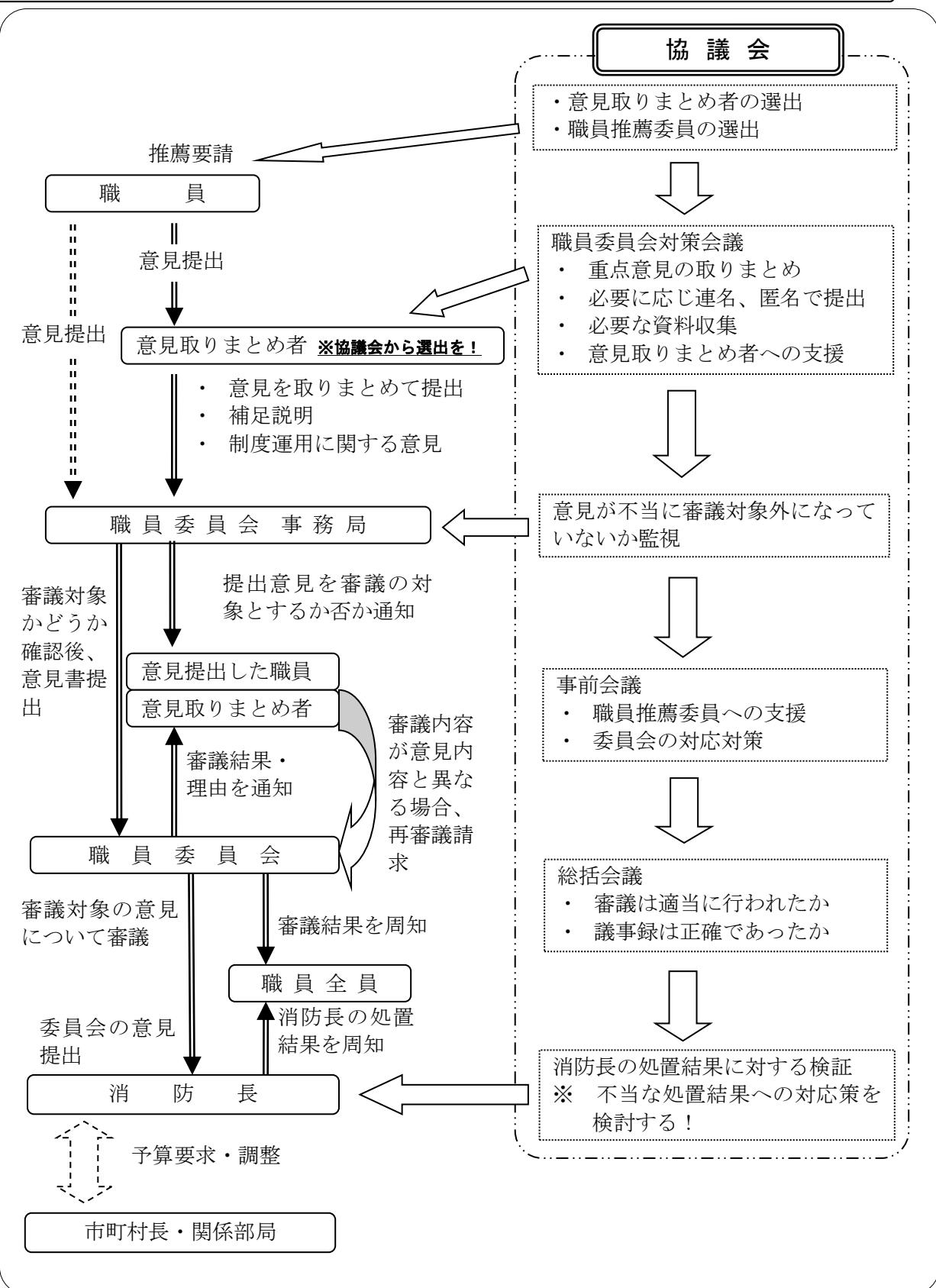
※2 ただし、小規模な消防本部等で、委員である消防職員が担当している職務との関連において、委員会の適切な運営のために当該消防職員が委員として引き続き二期を超えて在任することが特に必要と認めた場合には2年を超えた在任が可能

※3 一度提出され審議された意見についても再提出することができる。たとえば「実施が適当」との審議結果が出た後、実施されていないものについても可能。

※4 処置結果を職員全員に周知する。周知にあたっては、処置した場合のみならず、処置しなかった場合についても、その理由や状況も付して行うのが望ましい。消防長の処置結果の周知方法は、書面で周知するのが望ましい

※5 必要に応じ複数回開催することもできる。意見取りまとめ者が必要に応じ、職員委員会の開催要請ができる

### 3 職員委員会の流れと協議会の関与



## 4 職員委員会の 有効活用にむけて

### (1) 職員の意見集約を行うために

#### ①みんなで議論

職場の問題を職員同士で議論し、主張することによって、民主的な職場の雰囲気が醸成できます。

#### ②みんなで改善

職場点検などの活動や意見交換に、職員一人ひとりが積極的に参加することが重要です。それを集約するのが協議会です。

#### ③意見取りまとめ者・委員の役割は大きい

消防の業務に関する事柄のみでなく、労働条件などに関する情報を収集、分析し、問題点を把握しなければなりません。日常的な活動を通して職場を観察する、記録を調べる、職員の訴え・意見を聞くことが大切です。

#### ④協議会会員を意見取りまとめ者・委員に

協議会の会員は、職員の推薦を受けて意見取りまとめ者・委員になります。また、意見取りまとめ者・委員は、会員との緊密な連携を確立・強化しましょう。

#### ⑤対策会議の設置

協議会組織の中に、消防職員委員会対策会議などを設置しましょう。日常の職場点検活動を実施して、問題点を把握し、対策会議でよく検討します。

#### ⑥組合消防は連携と意思の統一を

消防職員委員会は消防本部ごとに設けられるものであることから、複数の市町村で構成される組合消防の場合でも、1つの委員会のみの設置となります。組合消防の場合、構成市町村間の消防職員同士の連携を強化し、あらかじめ意思統一をはかっておく必要があります。

### (2) 職員委員会への意見提出の方法と職員委員会開催までの準備

#### ①意見と批判は違う

問題点の指摘だけでは審議対象とされません。職員委員会対策会議では、どういう問題をどのように改善するか、問題点を把握し、解決策の提案が必要です。

#### ②意見取りまとめ者の役割

今回の改正で、「意見取りまとめ者」の役割が、より重要な役割となっています。

そのポイントは、以下の通りです。

- ア 職員の意見を集約し、問題によっては、消防本部ですぐに解決可能なものの、予算措置の必要なもの（首長と消防長の協議で中期的に解決できるもの）、長期的に解決していくべき課題などに分けて、意見を提出することが必要です。
- イ 職員から提出された意見の内容をよく把握し、原則として、意見取りまとめ者名で意見を提出します。
- ウ 意見提出の際、職員から直接職員委員会事務局へ提出する場合は、記名が必要です。しかし、今回の改正により、意見取りまとめ者から職員委員会事務局へ提出する場合には、匿名での提出が可能となりました。なお、意見取りまとめ者及び職員委員会事務局の職員は、意見提出者の氏名及びその特定につながる情報を何人にも漏らさぬようにしなければなりません。
- エ 意見提出は「連名で匿名」も可能です。協議会として集約した意見を「記名を希望する意見提出者（例えば会長氏名）ほか匿名〇名」または全員を「匿名〇名」として提出できます。※6
- オ 職員委員会開催前に、職員委員会事務局段階で、提出意見が審議事項に該当するかどうか、取捨選択されるおそれがあります。審議対象外とされた場合、意見を出した職員及び意見取りまとめ者に対し、委員会開催日までに理由が通知されたか否かを確認するとともに、職員委員会事務局に審議対象外と判断させないような工夫が必要です。
- カ 「現行どおり」、「実施困難」と結論づけされるような提案とならないよう、提案の時期、意見の内容、改善実現の見通しなどを、よく検討して意見提出・補足説明を行います。
- キ 職員の意見をよく聞き、職員委員会の制度運用（開催要請）について、積極的に職員委員会事務局に対して意見を述べるようにします。
- ク 職員委員会の議事録を確認し、意見の趣旨に沿った審議が行われていないと判断されるときは、職員委員会に対して再審議を要請します。

### ③事前会議を開く

- ア 事前会議（協議会執行部・意見取りまとめ者・職員委員会委員が出席）を開き、職員委員会への提出意見と審議結果目標を決定します。
- イ 必要な事実（法的根拠も含めて）を調べます。
- ウ 協議会として主張する重要な点についても意思統一します。
- エ 事前会議では、誰が職員委員会でのリーダーを受け持つか、委員各自がいつ発言するか、誰が記録をとるかなどについて作戦を練ります。
- オ ア～エの通り、職員委員会当日までに十分な準備をし、協議会執行部・意見取りまとめ者・職員委員会委員の結束を持って臨みます。

### (3) 職員委員会の運営について

#### ①職員委員会は労働時間

職員委員会は、勤務時間内に開催されます。なお、意見取りまとめ者の意見集約等についても同一の扱いとします（労働時間外に行う場合には、時間外勤務手当の支給対象となります）。

#### ②経過報告

前年度の審議結果に対する消防長の処置を確認するため、職員委員会開催前に、前年度「実施が適当・要検討」とされたものについて、職員委員会事務局にその経過を報告させることも職員委員会を有効に機能させることにつながります。

#### ③委員会にむけた心構え

- ア 協議会を代表する委員として、消防長指名委員と対等であることを自覚し、自信を持って問題を提起し、その解決にむけて取り組みます。
- イ 意見の審議に際しては、事実に基づいて問題の存在を確認することから始め、次いで解決策について審議します。
- ウ 職員推薦・消防長指名双方の委員で、職場の問題の所在とその事実に関する認識を共有します。この問題意識の共有が得られたら、対策について審議を進め、問題解決策に関する合意をはかっていくようにします。
- エ 委員は、要求や主張を理解しやすいよう、問題をはっきりと、簡潔に述べます。
- オ 議論が核心（本筋）からそれないようにします。
- カ 職員推薦委員がお互いに異なる意見をいい合うようなことは避けるようにします。
- キ 状況によっては、怒りや感情を表すことは効果的ですが、あくまで自制心を失わないようにしましょう。
- ク 指名委員の発言に注意深く耳を傾けることによって、発言の弱点を見抜くことができ、新しい提案を行うことができます。
- ケ 職員委員会の議事は、出席委員の過半数で決することになっているため、有益な結論が得られる確証はありません。指名委員を説得できるだけの知識が必要です。
- コ 委員会の審議は、委員間で活発に行われることが望ましく、委員長は委員会の会務を総理し、会議を主催する立場でなければなりません。このことから、委員長が高圧的に議事を進行しないよう、注意が必要です。
- サ 職員推薦委員は、必ず会議の記録を取り、職員委員会終了後、議事録をチェックするとともに、職員への報告を正確に行います。

## (4) 繰り返し実現を求めていく段階

### ①総括会議

委員会開催後に、総括会議（協議会執行部・意見取りまとめ者・職員委員会委員が出席）を開き、次のア～ウについて確認・検討します。その後、これらについて、協議会会員や職員に対し、事後報告をします。

ア　どのような意見が提案され、審議結果としてどの意見が「実施が適当」となったか、また、「実施が適当」とならなかった場合についてはその理由について。

イ　「実施が適当」とならなかった提案を実現するためにどう行動するか。

ウ　「実施が適当」となった事項が実行されたかどうか。また、意図通りに取り扱われているか。

### ②再審議の要請について

意見の趣旨に沿った審議が行われていない場合、協議会は、意見取りまとめ者を通じて委員会での再審議を要請します。

### ③繰り返し提案を

「実施が適当」とされたにもかかわらず実現されていない意見、「実施が適当」とならなかった意見については、次年度以降も繰り返し意見提出を行います。

### ④改善決定事項の予算化を

職員委員会への改善提案、具体的な改善策の決定・実施というサイクルをつくり、消防長の処置状況をチェックするとともに、改善決定項目については必ず予算化させるという流れを定着させていくことが必要です。

### ⑤職員委員会は協議機関

職員委員会は職員から提出された意見を審議し、結論を出す機関ですが、決定機関ではないため、「実施が適当」とされたことが必ずしも実現されるわけではありません。そのため、自治体関係部局や議会への働きかけが重要です。



※6 提出者を匿名で連名とする場合の意見書の記載例

別記様式

意 見 書

提出者所属名 ○○消防署	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名 全消協太郎ほか10名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名 全消協三郎	※2 受付 年 月 日	
(意見取りまとめ者を経由する場合) 意見取りまとめ者から事務局への提出において 希望する提出者氏名の取扱 記名・匿名		
消防職員委員会の組織及び運営について 基準第六条の規定により、意見を提出します。		
件 名		
区 分	1 消防職員の勤務条件 2 消防職員の職務の実施 3 消防の用に供する施設 厚生福利 重要な被服及び装備品 戰器具その他の施設	
現	※意見取りまとめ者へ提出する際は、別紙などに 提出者全員の氏名の記入が必要です。 ※全員を匿名とする場合は、「匿名○○名」と記入。	
意 見 の 内 容		

※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。  
 必要な資料があれば添付すること。

## 5 職員委員会での審議対象事項について

職員委員会に職員が意見を提出できる事項は、労使交渉で一般的に除外されることの多い管理運営事項についてまで、審議することができます。管理運営事項とは、当局の責任と権限によって執行すべき事項をさし、地方公共団体の組織に関する事項、行政の企画、立案および執行に関する事項、職員定数およびその配置に関する事項などです。

なお、総務省消防庁は、「誹謗中傷以外は職員委員会の審議対象とすべき<sup>※7</sup>」との見解も示しており、「判断に迷う場合は、意見取りまとめ者等に意見の趣旨を確認するなど、意見提出者の意向を十分に汲み取るよう注意すること」としています。

消防職員委員会の審議事項は、次の3項目とされています（消防組織法第17条第1項）。

### 1 消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関するこ

#### ●給与

給与に関する事には、基本給・諸手当・退職手当や、給与と連動することも含まれます。

#### ●勤務時間

勤務時間に関する事には、1日、1週間などの労働時間のほか、勤務ダイヤのあり方や休憩、休日、休暇も含まれます。消防の勤務時間は、拘束時間と実労働時間の関係も問題になります。

#### ●その他の勤務条件

その他の勤務条件には、相当広い範囲のものが考えられます。昇任・昇格や配置転換、懲戒の基準などの人事関連事項、安全衛生・執務環境改善や災害補償に関する事も含まれます。また、安全確保や職員負担の軽減の観点から、職員定数も審議の対象になります。

#### ●厚生福利

厚生福利に関する事には、互助会、文化・体育事業、保険・健康事業や人間ドックなどさまざまな事項が考えられます。

## 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

被服や装備品についても意見提出の対象です。被服や装備品は、消防活動を大きく左右するものであり、職員の安全を確保するためにも不可欠です。

## 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

新しい資器材の導入時の事前検討や庁舎施設の充実なども審議対象に挙げることができます。

\*7 ハラスメントの相談や個人の人事についての不満などの個別具体的な事案については、委員会の審議対象外ですが、ハラスメント等への一般的な対応策については審議対象となります。

## 改善事例について

総務省消防庁通知の「消防職員委員会運営事例集」に改善事例が数例紹介されていますが、全消協加盟組織における主な改善事例を紹介します。

### 1 消防職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件及び厚生福利に関するこ

#### ●管理運営事項

- 次年度退職者数を考慮した前倒し採用
- 消防需要の増加による職員定数の増員
- 職員の居住区域制限の撤廃
- 救急隊の増設
- 聴覚障害者に対応するための手話講座の開催
- 昇任試験の廃止
- 各署に管理・警防課の設置

#### ●給与・諸手当など

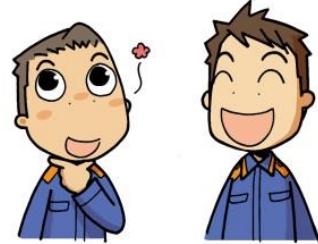
- 災害招集が解除された時点で公共交通機関での帰宅ができなくなつた場合のタクシーチケットの支給
- 夜間勤務手当の支給
- 通勤手当の増額
- 全休憩時間中の災害出場の時間外勤務手当支給

#### ●勤務時間

- 3部制の導入
- 変形労働時間制の期間（1ヶ月以内）の遵守
- 年休取得時の理由欄記入の廃止
- 他行・旅行届の簡素化及び廃止

### ● その他の勤務条件

- 4週8休制の完全実施
- 災害情報のメール配信
- 仮眠室の個室化
- 女性用シャワールームと更衣室の設置
- インフルエンザ等の予防接種



### ● 厚生福利

- 健康診断を職務免除で実施
- 健康増進に関する図書の購入
- スポーツインストラクターによる指導研修会の開催
- 専門医による健康相談（メンタルヘルス）

## 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること

- 被服貸与方法の変更（ポイント制）
- 防寒衣の変更（ブルゾン型）
- セパレート型防火衣の導入
- 救急隊員用防弾・防刃ベストの導入
- 空気呼吸器面体のメガネ枠の配布

## 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること

- 救急消毒室の設置、設備の充実
- 車庫内の排気ガス排出装置の設置
- ウオシュレットの設置
- 地域事情を考慮した消防車両の導入（大型水槽車等）

### 【諸課題を検討するとなつたが、改善に至った例】

数年に渡り、職員委員会で休憩時間中の救急出場時の勤務時間について検討されたが、諸課題を検討するとされたまま、問題が放置されていたため、視点を変え、職員委員会内でこの課題の検討方法を決定した。

その検討方法は、問題点を職員に伝えるとともに、管理職への説明を行い、すべての職員で改善方法を検討することとし、その結果、消防職員の勤務時間に関する規程施行細則が改正され、勤務時間が明確化された。

## 6 自主組織のない消防本部の 関係自治体職員労組への要請

協議会がない消防本部では、「意見取りまとめ者」が職員委員会の活性化と職場改善を進めるためのキーポイントとなります。自治体の関係労組では、次のことを基本に、職員委員会に対応するようお願いします。

### (1) 消防職員委員会の実効性を高めるための支援

職員委員会は職員からの意見提出がなければ、意味がありません。意見も実現不可能なものばかりでは、職員委員会の実効性が上がりません。関係労組は、消防職員の声を引き出し、整理された意見が提出されるように支援して下さい。

- ① 職場の問題を一番理解しているのは職員です。消防職場の問題点を出してもらうために、消防職員との交流会、懇談会を実施して下さい。交流会を開くことがオルグにもなります。
- ② 出された問題点は、直ちに改善できるもの、予算が伴うため長期的に考えるべきものがあります。意見を分類・整理して実現できるように協力して下さい。
- ③ 職員委員会に提出する意見は、具体的な解決策を含んでいなくてはなりません。職員が積極的に実現可能な提案をすることで、職員委員会の議論が活性化します。そのためには、調査・研究活動が大切ですので協力して下さい。
- ④ 職員委員会への意見提出は、意見取りまとめ者から行うよう勧めて下さい。意見提出に際しては、意見取りまとめ者と十分協議した上で、意見を提出するよう支援して下さい。また、意見取りまとめ者から事務局に意見を提出する際、記名・匿名の選択がされること、「連名で匿名」での提出也可能であることを周知し、これらを活用するよう促してください。

### (2) 意見取りまとめ者・推薦委員への支援

意見取りまとめ者・職員推薦委員との信頼関係を築くことが職員委員会の活性化、ひいては自主組織づくりにおいても重要になります。

- ① 日常的な信頼関係を築くため、関係労組主催の懇談会等を開催し、意見取りまとめ者・職員推薦委員に出席を要請して下さい。

- ② 意見取りまとめ者・職員推薦委員も含めた意見提出会議を開催し、さらに、職員委員会の開催前には、事前会議を開いて、職員委員会が効果的に運用できるよう協力して下さい。

### (3) 職員委員会終了後の支援

審議結果で「実施が適当」とされた意見が必ずしも実現されるわけではありません。自治体当局の判断に委ねられることもあるため、関係労組のバックアップが必要です。

- ① 「実施が適当」との審議結果を得た意見が実現されるよう、関係労組が自治体当局に働きかけて下さい。
- ② 統一交渉時に、消防職員の賃金・労働条件についても意見の反映をして下さい。
- ③ 施設の改善、装備・資器材の拡充等を、自治体への予算要求行動を通じて、後押しして下さい。



**最新の全消協活動を配信中です！**

全消協 HP



全消協公式 Facebook



全消協女性連絡会公式 Facebook



全消協ユース部公式 Facebook



# 消防職員委員会の手引き

## 発行日

1997年 1月10日 初版  
1998年11月10日 第2版  
2005年 7月29日 改訂1版  
2019年 3月 6日 改訂2版

## 発行

全国消防職員協議会

〒102-8464 東京都千代田区六番町1 自治労会館

TEL 03(3263)0271

FAX 03(5210)7422